

岸和田市公共工事の前金払に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定による公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下単に「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事（以下単に「公共工事」という。）に要する経費の前金払について必要な事項を定める。

(前金払の対象及び率)

第2条 市長は、公共工事で、かつ、工期が2月以上のもののうち、請負金額130万円以上のものに限り、当該請負金額の4割以内の前金払をすることができる。

2 市長は、前項の規定により前金払をした工事のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものに限り、既にした前金払に追加して当該請負金額の2割以内の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 当該工事において、岸和田市財務規則（平成9年規則第11号）第129条又は契約規程（昭和50年水道部規程第5号）第25条に規定する特約に基づく部分払（以下単に「部分払」という。）の請求がされていないこと。

(5) 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡の承諾申請が行われていないこと。

(6) 前払金を当該工事に必要な経費以外の支払に充てていることが判明した場合等、中間前金払をすることが不適当な特別な事由がないこと。

(中間前金払に係る認定)

第3条 前条第2項に規定する中間前金払を受けようとする者は、中間前金払に係る認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において、前条第2項各号に掲げる要件の全てを満たしていると認められるときは、原則として、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して7日以内に中間前金払に係る認定調書（様式第3号）により請求者に通知するものとする。

(前金払の請求)

第4条 前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、請求書に保証事業会社の交付する保証証書正副各1通を添えて市長に前金払を請求しなければならない。

2 前項の規定により請求する前金払の額は、1万円未満を切り捨てたものでなければならない。

3 中間前金払を請求した者は、部分払の請求をすることができない。

(前払金の支払時期)

第5条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に前金払をするものとする。

(前払金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。

(2) 本市との間の契約が解除されたとき。

(その他)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日等)

1 この要領は、平成27年5月1日から施行する。

2 この要領の規定は、平成27年5月1日以降に公告又は指名通知を行う公共工事について適用する。

様式第1号（第3条関係）

中間前金払に係る認定請求書

平成 年 月 日

岸和田市長 様

受注者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の工事について、工事請負契約書第 条の規定に基づき、中間前金払の要件について認定を請求します。

記

- 1 工事名 _____
- 2 工事場所 岸和田市
- 3 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(変更契約があった場合は変更後の工期)
- 4 請負金額 ¥
(変更契約があった場合は変更後の金額)
- 5 添付資料 工事履行報告書（様式第2号）

様式第3号（第3条関係）

中間前金払に係る認定調書

平成 年 月 日

様

岸和田市長

印

下記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定します。

記

- 1 工事名 _____
- 2 工事場所 岸和田市 _____
- 3 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 請負金額 ¥ _____
- 5 その他 中間前金払を請求した後は、出来高払を請求することができません。